

令和4年度教職課程認定基準等の 改正に関する事務担当者説明会

教育職員免許法施行規則の改正及び
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定について

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
令和4年9月8日

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申） （中教審第228号） 抜粋 （令和3年1月）

第Ⅱ部 各論

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

（3）特別支援教育を担う教師の専門性向上

③特別支援学校の教師に求められる専門性

（略）

- さらに 広域での研修の仕組みや人事交流を可能とする仕組みの構築などのほか、養成段階では現在の総単位数の中で、特別支援学校学習指導要領等を根拠に、特別支援学校の教師として押さえておくべき内容を精選するとともに、発達障害など全ての学校種で課題となっている内容についても学べるよう、内容を再検討することが必要である。あわせて、**特別支援学校教諭の教職課程の質を担保・向上させるため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要**である。

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告 抜粋（令和3年1月）

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

（養成）

- 特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要がある。
- このため、教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付ける。その際、基礎となる免許状を取得する際に修得した内容との関連や接続も考慮する。

加えて、見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である。その際、特別支援学校教諭免許状は現職教員が勤務年数等を加味し取得する単位数を軽減して取得する場合も多いことから、新たに策定するコアカリキュラムが免許法認定講習等においても参考となるよう留意する。

- これらの方向性を踏まえつつ、具体的な内容については、別途検討することが必要である。その際、教員養成段階で現状以上の単位の取得を求めることは、学生の過度な負担となり特別支援学校の教師を目指す者の減少にもつながる懸念があることから、現在の総単位数の中で検討を進めるものとする。

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（令和3年10月25日設置）

趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等
 - 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
 - (2) **特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方** ↔ 教職課程
コアカリキュラム
 - (3) その他関連事項
- WGと連携

検討会議等のスケジュール

R 3 / 10月	<u>第1回会議開催</u> ・最近の主な提言及び今後の検討課題について
11月	<u>第2回会議開催</u> ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	<u>第3回会議開催</u> ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R 4 / 1月	<u>第4回会議開催</u> ・検討課題に係る論点整理
2月	<u>第5回会議開催</u> ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	<u>第6回会議開催</u> ①検討課題に係る報告案 ②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案の検討状況 <u>第7回会議開催</u> ①報告とりまとめ ②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案の策定
6月	パブリックコメント等
7月27日	<u>第8回会議開催</u> ①特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案の確定
7月28日	<u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について（通知）</u>

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋 (令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

VI.特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの活用

本コアカリキュラムの作成時においては、これを活用した**教師養成の質保証を実現するために**、教師の養成・採用・研修に関わる各関係者において、大学と学校現場や教育委員会との連携を核にしながら、**以下の点に留意**し、本コアカリキュラムを踏まえた対応が求められる。

【大学関係者】

- 各大学において、特別支援学校教諭免許状の教職課程を編成する際には、**本コアカリキュラムの内容や教員育成指標を踏まえるとともに、大学や担当教員による特色を出しつつ、体系性をもった教職課程になるように留意**すること。その際、例えば、第3欄の中心的な領域である重複障害や発達障害に関しては、教育課程編成上、第2欄との関連を十分踏まえて行うことが必要であること。
- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の担当教員一人一人が担当科目の**授業計画を立てるに当たっては、本コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう設計・実施**すること。
- 担当教員は、学生に知識技能の修得だけではなく、学生が教師としてふさわしい資質能力を広く身に付けていけるよう、理論と「現場の経験」を含む実践的な学びとの往還を意識し、学生との対話や振り返りなどの機会の確保に努めること。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案及び特別支援学校教諭免許状 コアカリキュラム案のパブリックコメント

概要

(1)教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案

① 教育職員免許法施行規則第7条第1項の表(特別支援教育に関する科目の単位の修得方法)の備考を改正。

- i) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこととする。
- ii) 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこととする。
- iii) 第三欄(免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目)に掲げる科目に、重複障害者及び発達障害者に関する教育を含むこととする。

概要

(2) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案

全ての大学の特別支援学校教諭免許状の教職課程で、共通的に修得すべき資質能力として、本コアカリキュラムで示す項目は以下のとおり。教職課程の各欄の科目に含めることが必要な事項について、「全体目標」「一般目標」「到達目標」として規定。

i) 「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

ii) 特別支援教育に関する科目(1種免許状)

ア 【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目

イ 【第2欄】特別支援教育領域に関する科目

- ①視覚障害者に関する教育の領域 ②聴覚障害者に関する教育の領域
- ③知的障害者に関する教育の領域 ④肢体不自由者に関する教育の領域
- ⑤病弱者(身体虚弱者を含む)に関する教育の領域

ウ 【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目

- ①発達障害者に関する教育の領域 ②重複障害者に関する教育の領域

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案及び特別支援学校教諭免許状 コアカリキュラム案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について 抜粋

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>【第3欄 その他障害】 ○平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、「これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し」とあり、今回のコアカリキュラム案の「発達障害」では、「学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症」に限定されている。このままでは大学教育で「情緒障害」「言語障害」を学ぶことなく支援の場に立つことになるため、「情緒障害（場面緘黙など）」「言語障害（構音障害・吃音など）」について、明記することが必要である。</p>	<p>今回の「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（案）」では、発達障害の主なものとされている「学習障害」、「注意欠陥多動性障害」、「自閉症」の3つを列挙し作成しました。なお、大学が教職課程の認定を受ける際の教職課程認定基準においては、第3欄の科目の開設において、従来どおり情緒障害及び言語障害について扱うこととしています。また、本コアカリキュラムでも、2ページに記載しているように、教職課程で修得すべき資質能力については、学校を巡る状況の変化やそれに伴う制度改正によって、今後とも変化しうるものであることから、今後とも必要に応じて改定を行っていくものと考えております。御意見については、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>
<p>【第4欄 教育実習】 ○教育実習についての区分が抜けている。「特別支援学校教諭免許の教職課程における教育実習」について、特別支援学級での実習が必要である。</p>	<p>第4欄の取扱いについては、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（案）」の2ページに「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習については、基礎免コアカリキュラムにおける「教育実習（学校体験活動）」の目標を参照することができることから、新たにコアカリキュラムを作成する必要はない」と記載しており、作成していないところです。御意見については、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>
<p>【コアカリキュラム全体】 ○現在の免許法そのものが視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱がそれぞれに心理・生理・病理と教育課程・指導法に分かれていて、内容の重複が多いという問題を抱えており、講義内容が重複し、非常に効率が悪いと考えている。併せて指導するということを認めるといった大胆な改革が必要と考える。</p>	<p>今回の「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（案）」の1ページでは、「地域や学校現場のニーズ、大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質の保証を目指す」と記載しています。このことから、教職課程認定基準を踏まえた上で、大学が実際に実施する授業科目において、御指摘の内容を制限するものではないと考えています。</p>

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について（抜粋）

第4 留意事項等

2. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

(1) 「自立活動」について

第1欄の科目の「特別支援教育に関する制度的事項」にある「自立活動」の内容と、第2欄の科目で示している「自立活動」の内容との関連について、十分留意すること（別添5-4の「例1」を参照）。

(2) 欄間の考え方について

本コアカリキュラムは、必要最低限の内容を示したものであり、法令上、複数の障害を併せ有する者に関する教育については第3欄に示しているが、例えば、第2欄の教育課程及び指導法と第3欄の複数の障害を併せ有する者に関する教育とを関連させた授業の実施を妨げるものではないこと（別添5-4の「例2」を参照）。

(3) その他

本コアカリキュラムで示している内容に関する参考資料として、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」等の審議の過程で議論された内容を別添5-2で補足事項として示している。また、欄間の関係については各欄・科目の概観図を別添5-3において示している。加えて、欄間で関連する事項の取扱いの考え方は、別添5-4に例示している。

なお、これらの資料は教職課程認定審査の確認事項2(7)③において掲げる「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」には含まれるものではないこと。

教育職員免許法施行規則の一部改正①

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		免許状の種類		専修一種	二種
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3
		計		26	16

教育職員免許法施行規則の一部改正②

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域(授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。**第五号及び次項**において同じ。)について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて八単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)

教育職員免許法施行規則の一部改正③

三 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。

四 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

五 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、**病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者**に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者(発達障害者を含む。)に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

六 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

七 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする(第五項第三号においても同様とする。)

教育職員免許法施行規則の一部改正④

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について(抜粋)

第4 留意事項等

1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上関係

- ① 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むことについて(施行規則第7条第1項表の備考第4号関係)

特別支援学校においては、学校教育法施行規則第126条第1項、第127条第1項及び第128条第1項の規定により、原則、小学校等に準じた教育課程が編成されているが、**知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校**(以下、「知的障害の特別支援学校」という。)においては、同規則第126条第2項(小学部)、第127条第2項(中学部)及び第128条第3項(高等部)により各教科等が別に規定されており、特に示す場合を除き、全ての児童生徒に履修させるものとされている。また、同規則第130条第2項により、知的障害又は重複障害のある児童生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である**道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができることとされている。**

知的障害の特別支援学校において、同規則第130条第2項の規定に基づき、各教科等を合わせた授業を行う際に、各教科等の目標及び内容への意識が不十分なまま指導が行われることのないよう、各学校には、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、各教科等の一部を合わせるのか、又は全部を合わせるのかを含め、その各教科等を合わせた指導の在り方について、カリキュラム・マネジメントの趣旨を踏まえて十分検討することが求められている。

「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

(3) 本コアカリキュラムの作成方針・留意点

- ・先行する「基礎免コアカリキュラム」の構成等を参考にすること。
- ・基礎免コアカリキュラムの目標との系統に留意すること。
- ・教育職員免許法施行規則第7条に規定する各欄の各科目や総単位数及び備考各号の事項の間の関連に留意すること。
- ・有識者会議報告等の提言を踏まえ、特別支援学校学習指導要領等(平成29年4月公示・平成31年2月公示)及びその解説、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)等を根拠としながら、学生が共通的に理解すべき基礎的な範囲でミニマムエッセンシャルとなるよう検討すること。

「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

(3) 本コアカリキュラムの作成方針・留意点

本コアカリキュラムの構成は、先行する基礎免コアカリキュラムに倣い、教職課程の各欄の科目に含めることが必要な事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまりごとに分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すものとした。なお、これらの目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではない。さらに、学生が教育内容を修得する上で有効である等との理由から、大学の実際の授業において、授業科目に該当する欄とは別の欄の教育内容を、実際に実施する授業科目において関連付けて扱うことを制限するものでもない。

また、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習については、基礎免コアカリキュラムにおける「教育実習(学校体験活動)」の目標を参照することができることから、新たにコアカリキュラムを作成する必要はないと判断した。

第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目

「特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」

(1-2) 特別支援教育に関する制度的事項

一般目標： 特別支援学校の公教育制度を構成している教育関係法規を理解するとともに、そこに関連する特別支援学校教育要領・学習指導要領が有する役割・機能・意義を理解する。

- 到達目標： 1) 特別支援学校の目的及び教育目標と国が定めた教育課程の基準との相互関係を理解している。
- 2) 特別支援学校教育要領・学習指導要領の性格及びそこに規定する**自立活動**や**知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科、重複障害者等に関する教育課程の取扱い**の基礎的な考え方を理解している。

第2欄 特別支援教育領域に関する科目

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理」

－肢体不自由者に関する教育の領域－

(1) 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

- 到達目標: 1) 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して、脳性まひのある幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

第2欄 特別支援教育領域に関する科目

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法－教育課程－
－知的障害者に関する教育の領域－

(2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

- 到達目標: 1) 特別支援学校学習指導要領において示されている、育成すべき資質・能力で整理された知的障害の教科の目標及び主な内容並びに全体構造を、各学部や各段階のつながりの観点から理解している。
- 2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 3) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 4) 児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性を踏まえ、各教科等の目標を達成させるために、各教科等別の指導のほか、多様な指導の形態があることを理解した上で、効果的な指導の形態を選択し組織することの意義について理解している。
- 5) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 6) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

第2欄 特別支援教育領域に関する科目

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法—指導法—」
—肢体不自由者に関する教育の領域—

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

- 到達目標: 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成に必要な**体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を的確に図ること**について理解している。
- 2) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等を効果的に学習するために必要となる**姿勢や認知の特性に応じて指導を工夫すること**について理解している。
- 3) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導の効果を高めるために必要となる**身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫することや、ICT及び教材・教具を活用すること**について理解している。
- 4) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び**自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成すること**ができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

第3欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法－教育課程－」

－発達障害者に関する教育の領域－

(1) 特別の教育課程の編成の意義

一般目標:

通常の学級の教育課程を基盤として、**通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程が有する意義を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。**

到達目標: 1) 通常の学級の教育課程を基盤として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために特別の教育課程を編成することについて理解している。

第3欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法－教育課程－」 －重複障害者に関する教育の領域－

(1) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標:

幼児、児童又は生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

- 到達目標:
- 1) 特別支援学校学習指導要領に規定する「**重複障害者等に関する教育課程の取扱い**」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解している。
 - 2) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

(第2欄)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

○(全ての領域)「家庭や関係機関との連携」の連携の目的についての補足

「家庭や関係機関との連携」の目的について

ここでは、科目名にあるとおり、**心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の側面から言語発達や認知の特性など障害の状態等を把握したり、理解したりするために必要な連携**を指す。

○(知的障害者に関する教育の領域)「併存症・合併症」についての補足

「併存症・合併症」について

この「**併存症・合併症**」の取扱いについては、「**障害のある子供の教育支援の手引**」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)で示している次の記載箇所を**十分参照**すること。特に、特別支援学校(知的障害)において、「**自閉症**」を併存する児童生徒が多く含まれていることに**留意**すること。

※参考「障害のある子供の教育支援の手引」

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応 Ⅲ. 知的障害 1(2)①知的障害の状態等の把握
ア(ア)併存症と合併症

知的障害は、精神的、神経発達の、医学的及び身体疾患の併発がしばしばみられる。その主なものとして自閉症等を挙げることができる。運動障害を併存していることも少なくない。

また、中途から合併してくる合併症として、てんかんや精神疾患などが見られることがある。このため、併存症と合併症について把握しておく必要がある。

(第3欄)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

○(発達障害者に関する教育の領域)「二次的な障害」についての補足

「二次的な障害」について

二次的な障害については、発達障害の診断を受けた幼児、児童又は生徒が、ストレスの強い環境に反応して、例えば、抑うつ症状が見られる精神疾患を発症したり、状況に合わない心身の状態が持続しそれらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している情緒障害になったりすることを指す。

※ なお、二次的な障害を引き起こさないためには、学習環境の整備や適切な支援などを確実に講じる必要があることについても留意すること。

(第2欄)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法— 教育課程 —

○(全ての領域)(2)の到達目標の「各教科等」についての補足

「各教科等」について

(幼稚部)健康、人間関係、環境、言葉、表現、**自立活動**

(小学部)各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、**自立活動**

(中学部)各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、**自立活動**

(高等部)各教科・科目、道徳科(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)総合的な探究の時間、特別活動、**自立活動**

※ ただし、到達目標1)の「教育の内容」の「選定」の仕方と、「授業時数」の「定め」について、**自立活動の指導においては、個々の障害の状態等に応じて適切に設定される必要がある点に十分留意**すること。

(第2欄)及び(第3欄)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法
— 指導法 —

○(全ての領域)「各教科等(「自立活動」を除く。)」についての補足

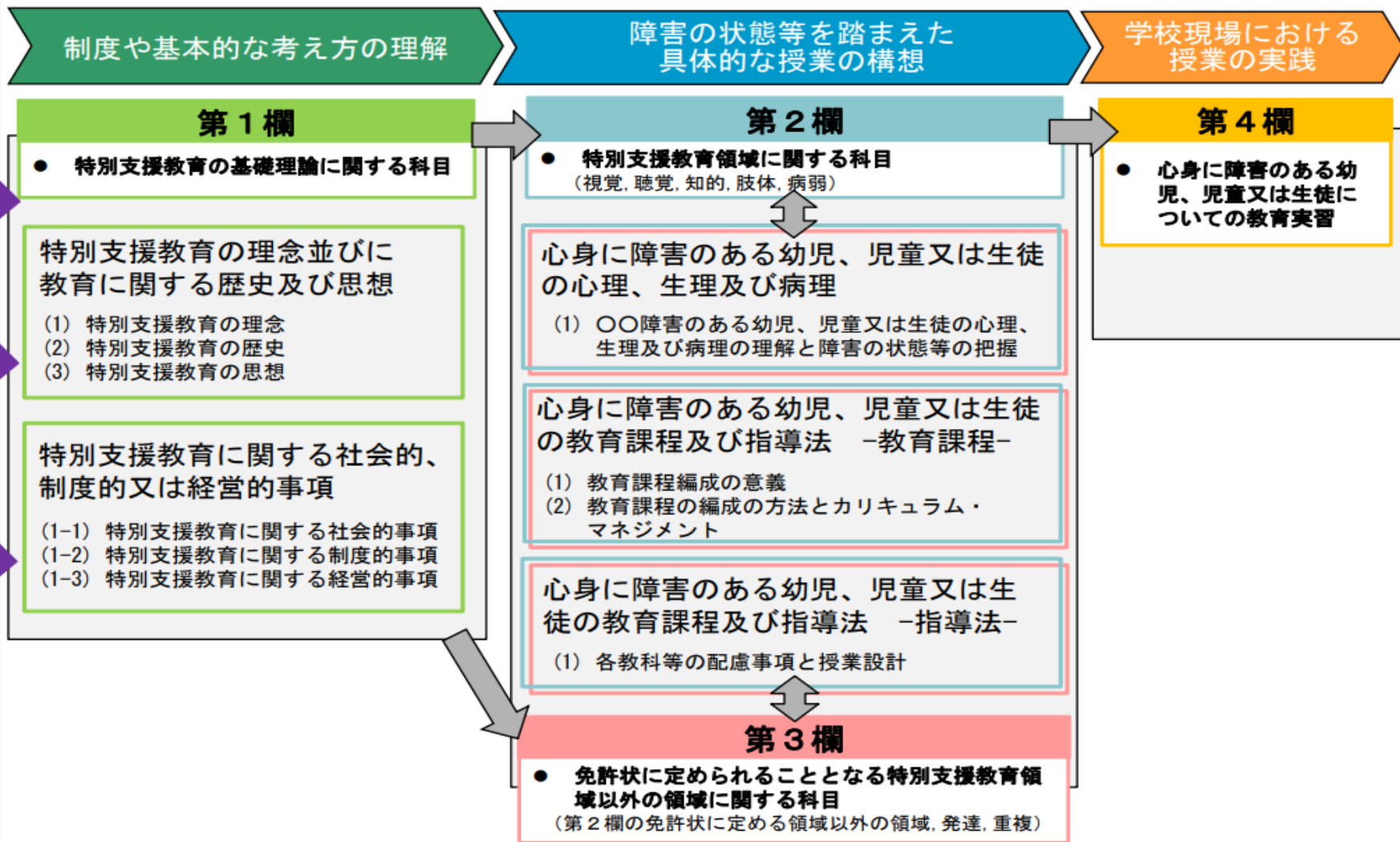
「各教科等(「自立活動」を除く。)」について

「— 指導法 —」のコアカリキュラムでは、(1)の到達目標1)～3)(視覚障害者に関する教育の領域では到達目標1)～4)、発達障害者に関する教育の領域では到達目標1)～2))は「自立活動」を除いた各教科等の配慮事項の内容を理解することとなっていることから、「自立活動」を除くと明示したところである。

なお、(1)の到達目標4)(視覚障害者に関する教育の領域では到達目標5)、発達障害者に関する教育の領域では到達目標3))は、授業設計に関する目標となっており、「自立活動」も含めた授業設計について示していることに留意すること。

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける欄間の教授内容の関連

教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日教員養成部会）の教授内容との関連



特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（欄間で関連する事項についての取扱いの例）【別添5-4】①

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（欄間で関連する事項についての取扱いの例）

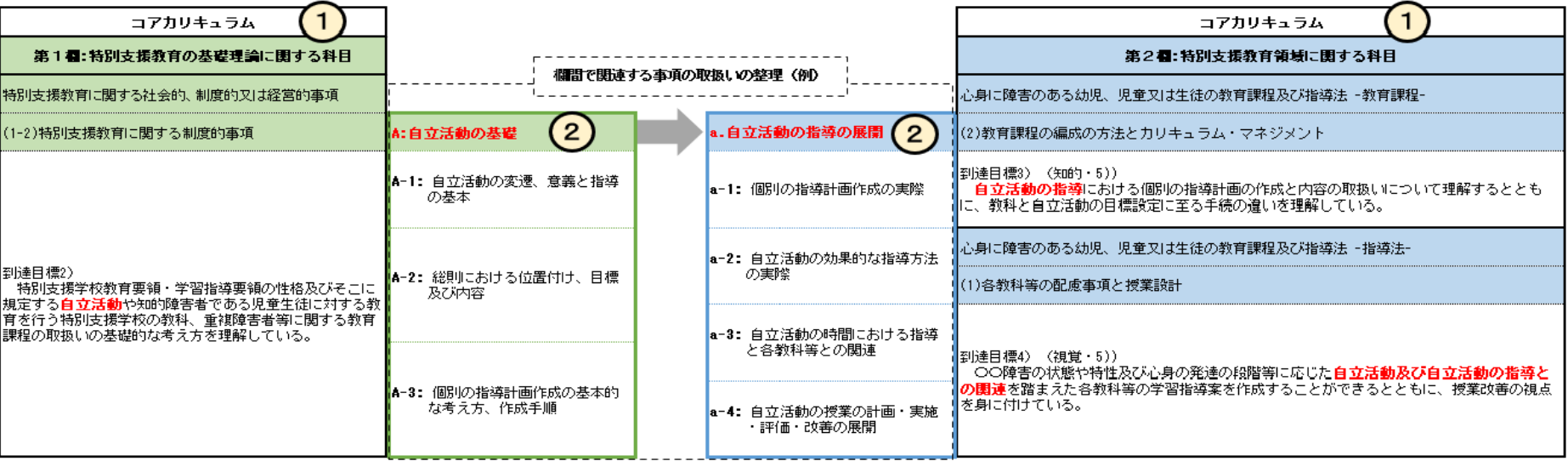
※本資料は、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを踏まえ、各大学等においてシラバス等を作成する際の参考となるよう、欄間で関連する事項の取扱いをどのように考えればよいか、例示するものである。

【本資料の活用の仕方】

- ① 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおいて欄間で関連する事項に着目する。
- ② 事項に対し、各欄で扱う範囲についてイメージする（下の例1, 2では、「基礎」「展開/実際」と整理した）。
- ③ 上記の①と②の整理を踏まえ、シラバス等に反映させる。

<例1：欄間で関連する事項＝「自立活動」>

- ※参考
- ・「基礎」：全学生が共通で学ぶ内容であり、また、第2欄及び第3欄で取り扱う内容の根拠となる法制度の位置付けや基本的な考え方を理解する段階。
 - ・「展開」：当該免許状教育領域取得を目指す学生が学ぶ内容であり、第1欄の学びを基礎とし、当該障害領域において具体的に構想したり、作成したりする段階。



特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（欄間で関連する事項についての取扱いの例）【別添5-4】②

< 例2：欄間で関連する事項＝「重複障害者等に関する教育課程」 >

※参考

- ・「基礎」：全学生が共通で学ぶ内容であり、また、第2欄及び第3欄で取り扱う内容の根拠となる法制度の位置付けや基本的な考え方を理解する段階。
- ・「実際」：全学生が共通で学ぶ内容であり、また、第1欄の学びを基礎とし、当該障害領域において具体的に構想したり、作成したりする段階。

